

令和7年2月定例教育委員会定例会 会議録

1. 開催日時：令和7年2月19日（水）13：30～15：37
2. 場所：古賀市役所 第2庁舎 402会議室
3. 出席委員：長谷川教育長 木村教育長職務代理 松下委員 松本委員 狩浦委員
4. 欠席委員：小山委員
5. 出席職員：教育部長 桐原誠、教育総務課長 吉永ゆかり、学校教育課長兼主幹指導主事 今橋修、学校教育課主任指導主事 中野貴仁、生涯学習推進課長 樋口武史、青少年育成課長 吉永誠、文化課長 柴田博樹、学校給食センター所長 野田高弘、教育総務課庶務係長 波多江由美
6. 傍聴者：なし

7. 会議内容

1. 開会

【木村議長】 13時30分、開会を宣言。

2. 教育長あいさつ

開会にあたり長谷川教育長があいさつ

3. 会議録の署名委員の指名について

【教育長】 会議録署名委員は会議規則第28条の規定により教育長及び会議で決めた委員1名となっておりますので、木村職務代理を指名させていただきます。よろしくお願いたします。

4. 会議の非公開について

【木村議長】 それでは会議の非公開について。教育委員会報告及び第4号議案及び第5号議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく市長からの意見聴取案件となっておりますので、同法第14条第7項の規定により非公開としたいと思いますが、異議ございませんでしょうか。

【教育委員】 はい。意義ございません。

【木村議長】 それでは異議はございませんので、非公開にいたします。

5. 諸報告

(1) 教育長報告教育長報告

(資料により、2月13日開催の管内教育長会議の報告及び説明)

(2) 教育委員情報交流

なし

(3) 教育委員会報告

・市議会第1回定例会について

6. 議案

【木村議長】 では議案に移ります。今から審議に入りますが議案の朗読は省いていただき、提案される議案の要点だけを説明していただきたいと思います。順に議案の審議を行いますので、説明をお願いします。

第4号議案 令和7年度古賀市一般会計（教育予算）の当初予算について

（非公開 第4号議案 原案可決）

第5号議案 令和6年度古賀市一般会計（教育予算）の補正について
（非公開 第5号議案 原案可決）

第6号議案 古賀市立学校施設開放の管理運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定
について
（生涯学習推進課長・議案説明）

【木村議長】この件につきましてご質問はございませんか。（なし）第6号議案は原案可決として
よろしいでしょうか。（はい）第6号議案は原案可決といたします。

第7号議案 古賀市指定有形文化財の指定に係る古賀市文化財保護審議会への諮問について
（文化課長・議案説明）

【木村議長】はい。本件について何かご質問とかございますか。よろしいでしょうか。（はい。）
ではないようですので、第7号議案は原案可決といたします。

第8号議案 古賀市学童保育所条例施行規則の一部を改正する規則の設定について
（青少年育成課長・議案説明）

【木村議長】花見の学童保育所を1クラス増設するということですが、いかがでしょうか。（はい。）
ではないようですので第8号議案は原案可決といたします。

7. 協議事項

・古賀市教職員の働き方改革取組指針の改正について

（教育総務課長が資料により説明）委員の意見を踏まえ、修正を確認

【木村議長】はい。本件についてご質問ご意見等あればお願いいたします

【狩浦委員】今回の改正の箇所ではないんですが、教えていただきたい部分が2点ございます。1
点目が54ページの②授業準備等の支援、教材や指導案の情報提供について、具体的にどうい
った形で提供されて、デジタル教科書などがどの程度使われているのか。もう1点が④番調
査の削減について、具体的にどういった調査を削減することができたのか教えていただけ
たらと思います。よろしくお願いします。

【木村議長】はい。お願いします。

【指導主事】古賀市教育委員会では、教職員の授業準備や教材研究にかかる時間を軽減するた
めに、指導案や教材提供については県の教育センター等の回覧できるようなものを各学校へ周
知し、また、市の共有ドライブの中に、小学校、中学校、小中共通の3つのファイルを作成
して、各教科の教科や人権学習の指導案等も共有できるようにしております。さらに各校の
ICT中核教諭にも周知を図り、教材等の提供をお願いするようにしております。

【教育総務課長】2点目の調査の削減については、調査も多種多様ある中で、特に事務的な負担
が多いのが、国とか県から学校へ定型的に統計調査などの調査で、国や県も定期的な調査を
見直しもしているところではありますけれども、市としましても調査が来たときに市教委で
回答が可能な情報を持ち合わせているものは回答するなど、学校にできるだけ照会をかけな
い工夫をして、学校の負担の軽減というところに努めて来たところでございます。それから
市から行う教員、児童生徒、保護者に向けたアンケートなども、必要かどうかの見直しに加
えて、内容の厳選、回答方法の簡易化などの工夫を行っているところで、来年度以降も厳選

をしていきたいと考えているところでございます。

【狩浦委員】ありがとうございます。GIGA スクール構想を進めるにあたって調査する項目や、今までの教材研究にプラスされている業務がいろいろあるのではないかなと思っています。可能であれば、ミライシードの教材等も、共有するようなフォルダーや場があればいいと思って質問させていただきました。ありがとうございました。

【木村議長】②地域部活動指導員と③部活動外部指導員の違いを、教えてください。

【学校教育課長】地域部活動指導員は、県の補助を受けるパートタイムの会計年度任用職員で、現在、令和6年度は古賀中に1名、弓道部。古賀北中2名、陸上部・男子バレー部。東中に3人、吹奏楽部と女子バレー2名の計6人です。部活動外部指導員は、従来からあり、中学校1校当たり4人を上限としまして、月に何度指導しても報酬は月額5,000円という形です。以上です。

・古賀市教育行政の目標と主要施策について

(教育総務課長が資料により説明) 委員の意見を踏まえ、修正を確認

【木村議長】はい。本件についてご質問ご意見等あればお願いいたします

【松本委員】校内の教育支援センターの仕組みについてお願いします。

【学校教育課長】すべての学校に設置し、教室に入れない児童生徒、特定の教科には入れない児童生徒、あるいは学校復帰を目指しステップとして利用している児童生徒が活用しております。授業内容と合わせた学習をしたり、自分のレベルでペースに合わせた教材を教員と相談しながら準備して行ったりしております。また、教室の授業をタブレットでリモートで受けながら、そこで学んでいる生徒もいます。ただ、学習を行う状態ではない児童生徒もいますので、その場合は心の教室相談員や児童生徒支援の担当の先生、或いは中学校では、空き時間の先生が居ますので、先生と一緒に話をしたり、心の通じる作業をしております。以上です。

【松本委員】ということは授業だけでなく相談とかカウンセリング機能を持っているということで、それを教育委員会としては全11小中学校に校内に教育支援センターという名称の教室をすべて共通に保障する方針と考えていいですか。

【学校教育課長】はい。そのとおりでございます。

【教育長】ちょっと補足をしておきますと、国の方から校内教育支援センターを設けるようにとあっています。古賀市は随分前から教育支援センターを作っています。今まずはハードの方を整えて、児童支援担当者や心の教育相談員をメインに。登校刺激というよりも、学校に来た子どもたちへの適切な対応を行っていくということを考えております。

【木村議長】他にございませんでしょうか。意見についてまたご検討いただいて、3月5日に再度協議して決定したいということですので、よろしくお願ひいたします。

・小・中学校卒業式及び入学式における教育委員会『告示』について

(教育総務課長が資料により説明) 委員の意見を踏まえ、修正を確認

9. 閉会

議長が閉会を宣言し、15時37分閉会した。

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和 7年 3月 5日

教育長 長谷川清孝

署名委員 木村真由美